

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成29年12月7日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700301号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700038号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成15年8月11日、標準賞与額を13万円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成16年8月10日、標準賞与額を13万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和39年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月

② 平成16年8月

私は、A社から平成12年夏以降年2回賞与が支給されていたが、ねんきん定期便で確認したところ平成15年8月及び平成16年8月の賞与の記録が無いので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者が所持するA社に係る平成15年分及び平成16年分の給料明細書並びに平成16年度及び平成17年度市民税・県民税特別徴収税額の通知書により、請求者は、請求期間①及び②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準賞与額については、上記給料明細書及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間②に係る標準賞与額については、当該給料明細書及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書により推認できる賞与支給額から 13 万円とすることが妥当である。

また、請求期間①及び②に係る賞与支払年月日については、事業主の回答並びに平成 17 年 8 月及び平成 18 年 8 月賞与に係るオンライン記録から請求期間①は平成 15 年 8 月 11 日、請求期間②は平成 16 年 8 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700302号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700039号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成25年3月30日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

請求期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和42年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年3月30日から同年4月1日まで

私は、平成8年3月19日から平成25年3月31日までA社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年3月30日とされており、請求期間の被保険者記録が無い。請求期間についても同社に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、同年4月1日を被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、A社から平成29年6月23日付けで提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失年月日の訂正届及び雇用保険の加入記録によれば、請求者は請求期間において同社に継続して勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録によれば、請求期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録とされている。

しかしながら、請求者から提出された平成25年3月の「給料台帳」、A社の会計事務委託先から提出された平成24年1月から平成25年4月までの期間の「給料台

帳」、平成 24 年分及び平成 25 年分給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿並びに事業主からの回答によれば、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A社の会計事務委託先から提出された請求者の平成 25 年 3 月の「給料台帳」により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額並びに当該会計事務委託先から提出された請求者の平成 24 年の「給料台帳」により確認できる請求期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額がいずれも同額であることから 19 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の同年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700303号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700040号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和42年4月1日、喪失年月日を昭和44年5月31日に訂正し、昭和42年4月から昭和43年5月までの期間の標準報酬月額を1万2,000円、同年6月から昭和44年4月までの期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

昭和42年4月1日から昭和44年5月31日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年4月1日から昭和44年5月31日まで

私は、A社に高校卒業後の昭和42年4月に入社した。2年くらい勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。出産のため退職したがその際脱退手当金は受け取っておらず、厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者は、A社において昭和42年4月1日から昭和44年5月30日まで勤務していたことが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)によると、請求者が所持する厚生年金保険被保険者証に記載された請求者の同記号番号は、昭和42年4月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出されたことが確認できる上、当該被保険者証に記載された「初めて資格を取得した年月日」及び氏名変更の記録は、当該払出簿の記載内容と一致していることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「原票」という。)

によると、原票の資格取得年月日欄の記載から昭和 42 年 4 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した被保険者と考えられる整理番号に欠番が見受けられるところ、払出簿によると、同日に同社において被保険者資格を取得し、新たに厚生年金保険台帳記号番号が払い出された請求者を含む 7 人のうち請求者を除く 6 人については対応する原票が確認できるが、請求者に対応する原票が確認できないことから、当該欠落した整理番号の原票は請求者の原票と推認でき、請求期間当時の同社に係る社会保険事務所（当時）における記録管理が適切に行われていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和 44 年 5 月 31 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

なお、請求期間の標準報酬月額については、A 社において、請求者と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者のうち、請求者と同学年の女性である同僚の原票及びオンライン記録の標準報酬月額から、昭和 42 年 4 月から昭和 43 年 5 月までの期間を 1 万 2,000 円、同年 6 月から昭和 44 年 4 月までの期間を 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700304号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1700019号

## 第1 結論

昭和54年12月から昭和59年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年12月から昭和59年6月まで

私は、時期及び場所は覚えていないが、私の父親が私の国民年金の加入手続きを行っていたことを記憶している。また、請求期間の国民年金保険料について、当時のA市における税金等の延納制度を利用し、毎年11月20日頃にその年の保険料をB農協の父親名義の口座からの引落しにより一括で納付していた。しかし、請求期間が保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和60年12月26日にC社会保険事務所(当時)からA市に一括して払い出された国民年金手帳記号番号の一つであることが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により確認できる請求者の国民年金手帳記号番号の前後の複数の任意加入被保険者は、昭和61年1月に国民年金の任意加入被保険者資格を取得しているところ、国民年金の任意加入被保険者は加入手続きを行った日が国民年金被保険者資格の取得年月日となることから、請求者の国民年金の加入手続きも同年1月頃に行われ、請求者の20歳到達日である昭和53年\*月\*日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。

これらのことから、前述の加入手続きが行われたと考えられる時点までは、請求期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、制度上、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったと考えられる。



また、前述の加入手続が行われたと考えられる時点において、請求期間のうち昭和 54 年 12 月から昭和 58 年 9 月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、当該期間を含む請求期間の保険料が納付された記録は確認できず、オンライン記録と一致している。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求期間を含む昭和 53 年\*月\*日から請求者の国民年金手帳記号番号払出日である昭和 60 年 12 月 26 日の前日である同月 25 日までの期間に A 市において払い出された国民年金手帳記号番号を請求者が主張する改名前の漢字を含め確認したが、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録において複数の読み仮名で検索を行ったが、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、請求期間の国民年金保険料を父親名義の口座から引落しにより納付していた旨主張しているところ、請求者及びその父親に係る A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）には「B 農協 D 支店 口座振替開始 62.11 月（前納）」の記載が確認でき、当該記載内容について A 市は、昭和 62 年 11 月の保険料から B 農協 D 支店（当時）の口座からの引落しが始まったことが確認できる旨回答していることから、請求期間の保険料については、請求者の父親名義の口座からの引落しによる納付はなかったと考えられる。

また、請求者は請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の父親は既に亡くなっており、請求者の母親からも聴取できないことから、請求期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700300号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700041号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B工場(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和30年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年7月1日から同年9月1日まで

私は、A社B工場に季節従業員として昭和51年7月1日から同年8月31日まで勤務していたが、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社は、請求期間当時の季節従業員を含む全従業員の社会保険の資格取得及び資格喪失を記録した資料を確認したが、請求者の氏名は確認できない旨回答している上、同社B工場に係る請求者の雇用保険の加入記録は見当たらないことから、同社B工場における請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求期間にA社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得し、被保険者期間が1か月又は2か月である47人のうち所在が確認できた20人及び請求者が名前を挙げた同僚2人の計22人に対して照会したところ、12人から回答があったが、同社B工場における請求者の具体的な勤務実態が確認できる回答は得られなかった。

さらに、A社B工場は、請求期間当時、C厚生年金基金に加入していたことから、企業年金連合会に対し、請求者に係る厚生年金基金の加入記録について照会したところ、企業年金連合会から提出された請求者に係る中脱記録照会(回答)によると、請求者のC厚生年金基金における加入記録は見当たらない。

加えて、A社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票によると、請求期間を含む

昭和51年6月1日から同年8月31日までの期間に同社B工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700305号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700042号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年10月21日から同年12月1日まで

私は、平成8年10月21日付けでB社からグループ会社のA社に転籍したが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのが同年12月1日であることから、請求期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。

両社には継続して勤務しており、私が所持している源泉徴収票からも請求期間の厚生年金保険料の控除が確認できるので、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成8年10月21日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録によると、請求者は、平成8年10月20日にB社を離職し、同社がグループ会社であるとしているA社に同年10月21日から平成13年10月20日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成8年12月1日であり、同社は請求期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A社の閉鎖事項全部証明書によると、同社は平成22年5月31日に解散していることから同社の元事業主に照会したところ、請求期間当時、同社の給与計算及び社会保険事務を行っていたとするB社から回答があり、同社は、請求期間当時の担当者に確認したところ、当該担当者は何月分の保険料かは記憶していないが、請求者が同社からA社へ転籍した際も、通常と同じように社会保険料を控除していたと思う旨述べているが、請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料

は無い旨回答している。

さらに、請求者は、平成8年分給与所得の源泉徴収票を提出し、当該源泉徴収票は、A社及びB社の給与等の内容が合算されたものであり、全体の社会保険料等の控除額23万293円から摘要欄に記入されている同社の社会保険料19万9,483円を引いた残りの額の3万810円が、A社の平成8年10月及び同年11月の2か月分の厚生年金保険料であると主張している。しかしながら、本来であれば、源泉徴収票の社会保険料等の控除額には厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料が含まれることから、上記3万810円には、同年10月から同年12月までの3か月分の厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料が含まれ得るが、その内訳を確認できる資料は無い。

加えて、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額が20万円であるところ、標準報酬月額20万円に見合う平成8年10月から同年12月までの3か月分の厚生年金保険料の合計が5万2,050円となり、上記3万810円を大きく上回ることから、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700309号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700043号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和53年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月31日

A社から支払われた請求期間に係る賞与が年金記録に反映されていないので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録とされているところ、A社は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険賞与支払届は厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出した旨回答している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、A社から提出された24年下期賞与に係る賃金台帳によると、請求期間において請求者に対して3万円の賞与が支払われていることは確認できるものの、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは確認できない。

また、A社は、請求者に対して請求期間に係る賞与を支払ったが、当該賞与から厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700310号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700044号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和61年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年12月31日

A社から支払われた請求期間に係る賞与が年金記録に反映されていないので、調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない記録とされているところ、A社は、請求者の請求期間に係る健康保険厚生年金保険賞与支払届は厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出した旨回答している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が厚生年金保険被保険者の負担すべき保険料を控除した事実が認められる場合とされているところ、A社から提出された24年下期賞与に係る貸金台帳によると、請求期間において請求者に対して3万円の賞与が支払われていることは確認できるものの、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは確認できない。

また、A社は、請求者に対して請求期間に係る賞与を支払ったが、当該賞与から厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。